

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2018年11月29日～2018年12月5日)

平成30年(2018年)12月6日

H E A D L I N E S

**政治**  
チャプトヴィチ外相, ウクライナを訪問  
ブワシュチャク国防相, 国防副大臣及び国防次官の担当分野を再編  
グテーレス国連事務総長等, COP会合でポーランドに来訪  
チャプトヴィチ外相のNATO外相会合出席

**治安等**  
ウッチで違法薬物使用者によるバスジャック未遂事件が発生  
タルノフで通り魔事件が発生  
警察, クラクフにCOP24警備対策本部を設置  
公安庁テロ対策センター(CTP), 公式ウェブサイトを開設  
生体認証を用いた出入国管理ゲートの導入  
警察, COP24期間中のカトヴィツェ市内での集会禁止措置を実施  
COP24参加要人を警護中の警察車両が横転事故  
警察, 欧州連合・法の支配ミッションの一環として支援部隊をコンソボに派遣

**経済**  
国連気候変動枠組条約第24回締約国会合(COP24)の開幕(カトヴィツェ)  
11月の消費者物価指数  
11月の購買担当者景気指数(PMI)  
税務プロセス自動化に係る調査結果  
バルティック・パイプライン計画の動向  
石炭火力発電の分析

**大使館からのお知らせ**  
長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
COP24に係る安全対策に伴うポーランド国境における出入国管理強化に関する注意喚起  
欧州でのテロ等に対する注意喚起  
「たびレジ」への登録のお願い  
パスポートダウンロード申請書の御案内  
平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内  
日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について  
大使館広報文化センター開館時間  
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館  
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。  
問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

## 政 治

### 外交・安全保障

#### チャプトヴィチ外相、ウクライナを訪問【11月30日－12月1日】

11月30日－12月1日、チャプトヴィチ外相はウクライナを訪問し、ポロシェンコ大統領、フロイスマン首相及びクリムキン外相と、国際法に定められた境界内におけるウクライナの主権及び領土的一体性に対するポーランドの支持を表明すると共に、ロシアに対する更なる制裁の可能性、ノルドストリーム2ガスパイプライン計画について協議した。

#### ブワシュチャク国防相、国防副大臣及び国防次官の担当分野を再編【3日】

3日、ブワシュチャク国防相は、今年10月1日以降、国防副大臣3名の内1名が空きポストとなっている中、同副大臣及国防次官の担当分野を改めて発表した。各人の担当については、次のとおり。

トマシュ・ズジコト国防副大臣(司法、教育、インフラ担当)

ヴォイチク・スクルキエヴィチ国防副大臣(軍衛生、社会問題、文化、教育、展示会関係担当)

マレク・ワピンスキ国防次官(近代化技術、装備関連、国防戦略担当)

トマシュ・シャトコフスキ国防次官(国際協力、外交関連担当)。

#### グテーレス国連事務総長等、COP会合でポーランドに来訪【12月2－4日】

12月2日、ドゥダ大統領は、COP24出席のためポーランドを訪れたグテーレス国連事務総長と、南部の街ヴィスワで、気候、国際政策等に関する非公式協議を行った。ドゥダ大統領は、3日以降、COP24出席のために来訪するパホル・スロベニア大統領、パロリン・ローマ法王庁国務長官、ベルセ・スイス大統領、ブハリ・ナイジェリア大統領、ジュカノヴィチ・モンテネグロ大統領、バニマラマ・フィジー首相、アンリ・ルクセンブルク大公、バンダリ・ネパール大統領と会談した。

#### チャプトヴィチ外相のNATO外相会合出席【12月4日】

12月4日、チャプトヴィチ外相は、ブリュッセルにて開催されたNATO外相会合に出席した。同会合では、黒海地域の安全保障情勢、大西洋地域の安全保障及びNATOの南方地域での活動を主要テーマとして議論が行われ、同外相は、ウクライナ及びジョージアの領土一体性及びNATO加盟に対するポーランドの完全な支持を表明した。また、同外相は、ポンペオ国務長官のINF全廃条約に関する発言を受け、会合後の記者会見にて、米国によるINF条約上の義務停止の決定への完全な理解を示し、米国が常に同条約を完全に遵守する中、ロシアは遵守しておらず、一方のみが規定を守っている条約は意味がないと強調した。

## 治 安 等

#### ウッチで違法薬物使用者によるバスジャック未遂事件が発生【11月29日】

警察は、ウッチ市内を走行するバス96番線でバスジャック未遂事件が発生したと発表した。同事件は、26日に市バス96番線で発生したもので、違法薬物を服用した不審者がバス車内に手斧などの凶器を持ち込み、乗客を皆殺しにするなどと叫んでバスジャックを試みたもので、犯人は警察官に取り押さえられた。

#### タルノフで通り魔事件が発生【11月29日】

29日、PKPタルノフ駅で、不審者が突如通りがかりの歩行者の首を刃物で切りつけ、重傷を負わせる事件が発生した。不審者は、事件直前までクラクフ発タルノフ行の電車車内におり、車掌に下車するよう促されたことに逆上して口論していたとされ、事件後、駅の警備員に取り押さえられた。

#### 警察、クラクフにCOP24警備対策本部を設置【11

#### 月30日】

30日、警察は、クラクフ警察本部内にCOP24警備対策本部を設置した。同本部は、COP24警備における総合指揮所として機能し、警察部隊への指揮のみならず、国家警護局(SOP)、公安庁(ABW)等の関係機関との連絡調整等も行う。

#### 公安庁テロ対策センター(CTP)、公式ウェブサイトを開設【11月30日】

公安庁(ABW)は、2018年5月にテロ対策センター(CTP)を開設し、同センターを通じて国外の関係機関とテロ対策に係る協力を強化しているところ、この度CTPの公式ウェブサイト立ち上げた。同ウェブサイトでは、CTPと国外関係機関の会合開催状況、CTP主催の研修参加者数などが公開されている。

#### 生体認証を用いた出入国管理ゲートの導入【11月30日】

30日、国境警備隊は、2019年からワルシャワ・シ

ヨパン空港及びワルシャワ・モデリン空港に生体認証ゲート(ABC)を導入すると発表した。同ゲートは、主に生体認証パスポートを持つEU加盟国の国民を対象としたもので、同ゲートを使用すると国境警備隊職員と接触することなく、出入国手続を済ませることが出来る。同様の生体認証ゲートは既にドイツ、英国、オランダ、スペイン、フランスで導入されており、ポーランドでも同ゲートの導入を求める声が上がっていた。

**警察, COP24期間中のカトヴィツェ市内での集会禁止措置を実施【12月1日】**

1日、警察は、12月16日まで、一時的にカトヴィツェ市内で公共の場等での突発的な集会を開催することを禁止すると発表した。同措置は、COP24の安全確保を目的としたもので、違反者には法的措置が取られることとなる。

**COP24参加要人を警護中の警察車両が横転事故**

**【12月4日】**

4日、COP24に出席するためポーランドを訪問中のマシシ・ボツワナ大統領を警護中のポーランド警察車両がカトヴィツェ市内で横転事故を起こした。同車両を運転していた警察官が軽傷を負ったが、マシシ大統領を含むボツワナ代表団に人的被害は発生しなかった。

**警察, 欧州連合・法の支配ミッションの一環として支援部隊をコソボに派遣【12月4日】**

4日、警察は欧州連合・法の支配ミッション(EULEX KOSOVO)の一環として、特殊技能を有する警察官で構成される支援部隊をコソボに派遣した。同部隊の派遣は定期的に行われており、コソボ警察を支援し、同地での公安秩序の保全や法の支配の担保を支援することを目的としている。ポーランド警察の派遣部隊は、EULEX KOSOVO内で最大規模であり、その活動は高い評価を得ているとされる。

**経 済**  
**経済政策**

**国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)の開幕(カトヴィツェ)【12月2日-5日】**

12月2日、COP24が開幕した。ドゥダ大統領は、3日に開催された開会式において、人々を中心に据え、経済成長と気候変動対策のバランスをとり、現実的な気候政策が必要と述べた。議長国ポーランドがとりまとめた「連帯と公正な移行宣言」に、45カ国が署名を行った他、クリティカ環境副大臣(C

OP24議長)によると、ポーランドと英国が主導するEモビリティの推進イニシアティブに関し、オーストリア、中国、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、独、仏、メキシコ、スペイン等34か国が支持を表明した。また、モラヴィエツキ首相は、ポーランド政府は、世界銀行と協力し、Eモビリティ推進のための基金を設置し、今後10年間で30~40億ユーロを募ると発表した。

**マクロ経済動向・統計**

**11月の消費者物価指数【11月30日】**

中央統計局(GUS)によれば、11月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比1.2%増で、中央銀行のインフレ目標値(2.5±1%)を下回った(対前月比では横ばい)。

IHS Markitによると、11月の購買担当者景気指数(PMI)は、49.5ポイントとなり、2014年9月以来初めて景気の拡大・縮小の分岐点である50ポイントを下回った。生産高、新規受注、雇用の低迷が指数低下の要因となったほか、新規輸出受注が4か月連続で下落するなど引き続き弱含みとなっている。

**11月の購買担当者景気指数(PMI)【12月3日】**

**ポーランド産業動向**

**税務業務自動化に係る調査結果【11月29日】**

会計事務所KPMGの調査によれば、ポーランド国内に拠点を有する87%の企業が税務業務の自

動化はヒューマンエラーの減少につながると回答した。また、同回答者の約3分の2が高度な自動化システムが必要と指摘した。

**エネルギー・環境**

**バルティック・パイプライン計画の動向【11月30**

**日】**

ポーランドの Gaz-System 社とデンマークの Energinet 社の間でバルティック・パイプライン建設計画への投資に関する最終決定がなされた。ナイムスキ・エネルギー戦略インフラ担当政府委員は、同計画に関する作業は残っているが、同決定をもって同計画の準備が整ったと述べた。2022年10月から、同パイプラインを使用したガス輸送開始が見込まれている。

### 石炭火力発電の分析【12月3日】

シンクタンク Carbon Tracker の調査によれば、世界の石炭火力発電所の42%が燃料価格の高騰に伴い損失を出しているとされる。また、35%の石炭火力発電所で、運転費用が同水準の発電を行う再生可能エネルギー発電所の新規建設費用を上回っており、同割合は2030年には96%に達すると見込まれている。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2018年11月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### COP24に係る安全対策に伴うポーランド国境における出入国管理強化に関する注意喚起

11月16日、ポーランド内務・行政省は、陸上国境におけるシェンゲン協定国との出入国管理を一時的に再開する旨公表しました。

出入国管理の対象者はポーランド国境警備隊によって無作為に選定され、データベースによる照合等が実施されます。同措置は、12月3日から同14日までの間、カトヴィツェで開催される国連気候変動枠組条約第24回締結国会議(COP24)に必要な安全対策処置であり、11月22日から12月16日まで継続されます。

現在、ポーランドとシェンゲン協定国との間での出入国管理は、シェンゲン協定により簡易措置が講じられていますが、今回の措置によって、シェンゲン協定国との出入国についても身分事項や滞在許可の確認が行われることが予想されます。シェンゲン条約加盟国民以外は、国境を越える場合は入国審査が無くとも、本来(身分証ではなく)旅券の携行が義務づけられておりますので、同期間においては特に、空路、船のみならず、車、列車等で国境を越える際にも、滞在許可証等に加え、必ず旅券を携行してください。

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、ス

ーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

### 平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年3月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(平成30年度後期分)を配布しています。後期分教科書は小学生用のみの配布となりますので、御注意ください。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho30.2semester.pdf>

申込先:[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)(Eメールの場合)

22-696-5006(FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa(郵送の場合)

### 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所

在地在を管轄する登記所(法務局・地方法務局, またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

**国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

文化行事・大使館関連行事

**【予定】映画上映会: 「終わらない人～宮崎駿」【12月10日(月) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「終わらない人～宮崎駿」が上映されます(日本語, 英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

**【予定】国際空手選手権大会「第11回ココロカップ」【12月15日(土)】**

ワルシャワにて、ビエラニ極真空手クラブ主催による『国際空手選手権大会「第11回ココロカップ」』が開催されます。

開催場所: ワルシャワ, ul. Staffa 3/5

詳細: <http://kokorocup.pl/2018/11/09/kokoro-cup-11-15-12-2018/>

**【予定】第12回柔道手選手権大会「若者の才能養成所」【12月15日(土)】**

ユゼフフ市にて、学生柔道クラブ「ユコ ユゼフフ」主催による『第12回柔道手選手権大会「若者の才能養成所」』が開催されます。

開催場所: ユゼフフ市(マゾフシエ県), ul. Długa 44

詳細: <http://judo-yuko.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))